

令和元年 1 1 月 1 8 日

北海道行政書士会 会員各位

北海道行政書士会
会 長 宮元 仁
申請取次行政書士管理委員会
委員長 渡 康

申請取次行政書士に係る虚偽文書作成に関する疑義について（注意）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当会発展のためにご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和元年 1 0 月に札幌出入国在留管理局局長及び同局首席審査官を表敬訪問した際に、当会会員による虚偽文書作成の疑義にかかる話が当局より上がりました。当該疑義は、「一部特定の申請取次行政書士」にかかる疑義というお話しでありました。

今回の札幌出入国在留管理局のご指摘はあくまでも疑義であります。このような疑いをもたれるということは、申請取次制度及び行政書士全体への行政からの信頼を損ないかねないことであり、本書面において注意喚起を行う運びとなりました。

入管法第 7 4 条の 6 には、営利目的で、在留資格の不正取得を容易にしたことに関する罰則が規定されております（3 年以下の懲役若しくは 3 0 0 万円以下の罰金）。平成 3 1 年 3 月には他県単位会において所属する行政書士から逮捕者が出ており、当該逮捕者は実刑が確定した後、所属単位会から廃業勧告の処分を受けております。

申請取次の承認を得てご活躍されている会員の皆様におかれましては、かかる疑義をもたれることのないよう、誠実に業務に邁進頂きたく、お願い申し上げます。また、これから新規の申請取次行政書士の届出を行い、入管業務を始めようとお考えの会員の皆様におかれましても、法令遵守の意識を念頭に置かれましますよう、お願い申し上げます。

敬具